

総務文教委員長報告

総務文教委員長 藤田 茂男

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第61号 鳴門市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は、9月13日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第61号 鳴門市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、消防組織法に基づく緊急消防援助隊として被災市区町村に出動し、消防の応援等に従事した消防職員に特殊勤務手当を支給することができるよう、所要の改正を行うものであります。

委員からは、特殊勤務手当の額を2,160円に設定した理由について質疑があり、理事者からは、総務省から手当の支給について通知があったことから、各消防本部ではそれぞれ支給金額について手当額の水準や要件が適当であるかを確認して検討するものと考えている、との説明がありました。

また、委員からは、公布の日から施行することとなっている施行期日について、具体的にいつから施行されるのか、との質疑があり、理事者からは、今期定例会閉会后に施行予定である、との説明がありました。

次に、委員からは、県内他市の状況について質疑があり、理事者からは、現時点で本市と同様に特殊勤務手当を設ける議案を提出している消防本部は1箇所あり、その他の県内11箇所の消防本部については、今後それぞれ検討していくと聞いている、との説明がありました。

また、委員からは、令和6年能登半島地震の対応のために派遣された消防職員に遡及適用されないのか、との質疑があり、理事者からは、令和6年能登半島地震の対応のために緊急消防援助隊として鳴門市からは出動していない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第62号 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公職選挙に係る選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、関係する3つの条例について所要の改正を行うものであります。

委員からは、選挙運動用ビラの頒布枚数の上限について質疑があり、理事者からは、指定都市以外の市の選挙については、市長の選挙が候補者1人あたり1万6,000枚、議員の選挙が候補者1人あたり4,000枚とされている、との説明がありました。

また、委員からは、選挙運動用ポスターの上限額について質疑があり、理事者からは、改正後の金額での1枚あたりの上限額は3,554円であり、本市のポスター掲示場の数と同じ105枚まで公費で作成できるため、総額の上限額は37万3,170円となる、との説明がありました。

次に、委員からは、公布の日から施行することとなっている施行期日について、具体的にいつから施行されるのか、との質疑があり、理事者からは、議決後、同日付で公布・施行したいと考えている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第68号 徳島県市町村総合事務組合格約の変更について」は、令和6年度からの森林環境税の課税に伴い、規約を変更することについて地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、徳島県市町村総合事務組合が徴収した森林環境税の行き先について質疑があり、理事者からは、個人住民税均等割とあわせて徴収し国へ納める、との説明がありました。

また、委員からは、森林環境譲与税の用途は限定されているのか、との質疑があり、理事者からは、市町村による森林整備や都道府県による市町村の森林等に関する取り組みの支援、木材利用の促進・普及啓発など、用途が限定されている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。